

品川区 1 歳 6 か月児健康診査実施要綱

制定 昭和 6 2 年 3 月 2 5 日 区長決定

要綱第 2 0 号

改正 平成 9 年 1 月 要綱第 6 号

改正 平成 1 1 年 7 月 要綱第 9 7 号

改正 平成 1 2 年 3 月 要綱第 5 4 号

改正 平成 1 6 年 3 月 要綱第 3 7 号

改正 平成 2 1 年 3 月 要綱第 3 8 号

改正 平成 2 7 年 3 月 要綱第 1 9 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、1 歳 6 か月児に対し、身体、精神発達および歯科の健康診査を実施し、適切な指導、措置を行うことにより、幼児の健全な育成を図ることを目的とする。

(実施機関)

第 2 条 実施機関は、品川、大井、荏原の各保健センター（以下「センター」という。）とする。

(対象)

第 3 条 1 歳 6 か月児健康診査事業の対象は、次に掲げる者とする。

- (1) 区内に住所を有する幼児
- (2) 実施時期において、満 1 歳 6 か月をこえ、満 2 歳に達しない幼児

(実施方法)

第 4 条 1 歳 6 か月児健康診査事業は、毎月健康診査日を定め、年間を通じて実施する。

(1) センターの所長（以下「所長」という。）は、次により対象者の把握に努めること。

- ア 住民基本台帳
- イ 転出入の届出票
- ウ 母子健康手帳住所変更届
- エ その他関係資料

(2) 通知方法は、個別通知による。

(3) 健康診査内容は、次のとおりとする。

- ア 問診
- イ 身体測定
- ウ 診 察
- エ 歯科健診
- オ 心理判定

カ 保健指導

(事後措置)

第5条 健康診査の結果により、次の事項に留意のうえ措置する。

(1) 来所者に対する措置

ア 要治療者に対しては、専門医療機関等での受診を勧奨する。

イ 要精密健診者に対しては、1歳6か月児精密健康診査受診票（第1号様式）を交付し、契約医療機関での受診を勧奨する。

ウ 要経過観察者に対しては、適宜来所を求めて経過観察健診を行う他、訪問等により指導する。

(2) 未来所者に対する措置

訪問等により適切な保健指導を行う。

(記録)

第6条 健康診査結果および指導事項は、母子健康手帳および母子健康管理票に記録する。また、事業実施状況は、1歳6か月児健康診査実施記録を作成し、整備しておく。

(2) 心理相談結果については、経過観察健康診査心理判定日報を作成する。

(報告)

第7条 所長は、健康推進部長に、本事業の実績について、地域保健事業報告、母子保健事業 報告により報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。